

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

日本製粉(株)(代表取締役社長:近藤雅之 本店:東京都千代田区)は、平成30年6月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。具体的な取得方法について決定いたしました。

詳細につきましては、添付資料をご確認下さい。

以上

この件に関するお問合せ先
日本製粉(株) 広報部長 津田尚之
TEL : 03-3511-5307 FAX : 03-3237-3546



平成30年6月6日

各位

会社名 日本製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 雅之
(コード番号 2001 東証第一部)
問合せ先 広報部長 津田 尚之
(Tel (03) 3511-5307)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成30年6月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。具体的な取得方法について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(平成30年6月6日)の終値1,913円で、平成30年6月7日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
(2) 取得する株式の総数 3,659,100株 (70億円相当)
(3) 取得結果の公表 午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行う。

(ご参考)

平成30年6月6日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- 取得対象株式の種類 普通株式
- 取得する株式の総数 4,500,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する割合5.60%)
- 株式の取得価額の総額 70億円 (上限)
- 取得期間 平成30年6月7日から平成31年3月31日まで
- 取得方法 東京証券取引所における市場買付け

以上